

山口県報

令和2年
11月30日
(月曜日)

目 次

○条例	一
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二
知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	二

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山口県条例第三十八号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条の五第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に、「百分の百五」を「千分の千七十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に、「百分の百六十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に、「百分の百六十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に、「百分の百六十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十五」を「千分の千二百七十五」に、「百分の百六十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁